



り災証明書・被災証明書を発行しています

3月11日に発生した、東北地方太平洋沖地震で被災した人へ「り災証明書」と「被災証明書」を発行しています。これらの証明書は各種の被災者支援制度の適用を受けるにあたって、必要とされるものです。

り災証明書
地震被害を受けた家屋の被害の程度を証明するもの

被災証明書
地震被害を受けた事実を証明するものです。

必要書類

- ・印鑑
- ・申請者（被災者）の本人確認できる証（運転免許証など）
- ・同居の親族以外が申請をする場合は、申請者（被災者）の委任状
- 申請場所
佐原市民活動支援センター
小見川市民活動支援センター
山田市民活動支援センター
栗源市民活動支援センター
- 問い合わせ
総務課 ☎(50)1201

災害見舞金を支給します

市では、災害によりお住まいの家が損害を受けた場合などに、香取市独自に世帯主に対して見舞金を支給します。

■支給額
全壊：10万円
半壊：5万円
一部破損・宅地の流失など：1万円（一部破損などの場合）

■必要書類
・り災証明書（写し可）
※一部損壊などの場合は、被災による損害がわかるもの（写真など）で代替可能
・印鑑
・修理費用のわかる見積書
や領収書など（一部損壊など）

- どの場合のみ）
・世帯主の振込口座の通帳などの写し
- 申請場所
佐原市民活動支援センター
小見川市民活動支援センター
山田市民活動支援センター
栗源市民活動支援センター
- 問い合わせ
社会福祉課 ☎(50)1209

震災による住宅相談窓口を設置しています

建築の専門家である、(株)千葉県建築士会香取支部などが、被災された住宅の相談に応じます。（要予約）

■対象 被災された住宅（アパート・長屋などを含む）

※住宅部分のない事務所や店舗などは除く

■予約受付日時 4月22日（金）まで 9時～17時（先着順）

■相談時間 1世帯当たり15分程度（予約時間の10分程度）

- 程度前に集合）
- 開催日時・場所
4月15日（金）～17日（日） 小見川支所3階多目的ホール
4月21日（木）～24日（日） 市役所7階701会議室
いずれも9時～12時、13時30分～16時30分の予約時間
- 問い合わせ
都市計画課 ☎(50)1214